

## 一般社団法人日本障がい者乗馬協会認定「乗馬療法士」資格規定

### 第1条（目的）

一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下、JRAD という）の会員が行う、障がい者を含むすべての乗馬療法（または、ホースセラピーという）実施時における安全管理と事故防止対策を目的として、乗馬療法実施者（以下、「乗馬療法士」という）が一定基準以上の技能を有することを確認するための制度として実施する。

### 第2条（区分）

「乗馬療法士」資格は、下記の区分とする。

JRAD インストラクター

ライディングマネージャー（以下、RM という）

ライディングリーダー（以下、RL という）

ライディングヘルパー（以下、RH という）

### 第3条（資格区分の役割）

JRAD インストラクター

資格審査会の資格検定員となる。RM、RL、RH への指導と講習を行い、「乗馬療法士」の資質の向上に努める。

ライディングマネージャー

乗馬療法実施施設に1名以上必要とし乗馬療法実施時に総括する。乗馬療法レッスンプランの策定、馬の選定等を行い、RL、RH を指導し、乗馬療法を実施する。

ライディングリーダー

乗馬療法を安全に行えるよう RM の指導の元、乗馬療法を実施する。

ライディングヘルパー

リーダーまたはサイドウォーカーなど RL の補助的な役割をする。

### 第4条（資格審査会）

審査会の実施要項は JRAD が作成、受験者を募集する。なお、受験料等参加申し込みに係る費用については、JRAD が決定し実施要項に明記する。

### 第5条（資格審査の基準）

2名以上の資格検査員の総合判定によって審査し、80点を合格とする。

RH と RL については、馬の取り扱いや人の接し方についての筆記試験を審査で実施する。

## 第6条（資格審査会の受験資格）

### JRAD インストラクター（資格判定指導員）

個人もしくは所属クラブが JRAD 会員であること。

JRAD 理事 2 名以上の推薦があり、RM として 3 年以上の指導経験を持ち、障がい者乗馬に関する広い知識と乗馬指導力、洞察力、決断力があると認められる者。

JRAD に JRAD インストラクター資格取得の意思を持って乗馬療法実施に関する論文を提出した者。

以上の条件を満たした者の中から JRAD 理事会で受験者を決定する。

### ライディングマネージャー

JRAD 指定講義 10 クラス以上

騎乗経験 30 鞍以上または全国乗馬倶楽部振興協会 3 級以上保持者

RL として乗馬療法実施経験が 1 年以上の者

以上の条件を満たし、JRAD に障がい者乗馬についての活動報告書、論文または作文提出。後、JRAD の許可によりライディングマネージャー検定を受けることができる。

### ライディングリーダー

JRAD 指定講義 5 クラス以上

騎乗経験 20 鞍以上または全国乗馬倶楽部振興協会 4 級以上保持者

RH として乗馬療法実施経験が 1 年以上の者

以上の条件を満たし、各乗馬クラブ規程の馬装検定（自身が馬装を確実に行うことが出来る証明）、手入れ検定（自身が馬の手入を確実に行うことが出来る証明）の合格者のみライディングリーダー検定を受けることが出来る。

### ライディングヘルパー

インストラクターによる講義 1 クラス以上

障がい者乗馬の基礎知識 実践講習 5 クラス以上

※補助の仕方、リーダー、サイドウォーカーなど万遍なく経験を積む。

実践騎乗 3 鞍以上または全国乗馬倶楽部振興協会 5 級以上保持者

※実際に騎乗して馬の動きを体験する。

または、JRAD 理事会が受験資格相当と認めた者。

## 第7条（資格審査会の申し込み）

受験者は、資格審査会参加申込書に受験費用を添えて JRAD 事務局へ申し込みを行うものとする。

#### 第 8 条（資格検定員）

資格検定員は、JRAD インストラクターがこれに当たる。

#### 第 9 条（資格検定員の任務）

資格検定員は、受験者が安全な乗馬療法を行うために必要な技能が有るか客観的に判断する。資格検定では、2 名以上の資格検定員の総合判定によって審査する。

#### 第 10 条（資格検定員の経費）

JRAD は、審査を担当する資格検定員に対し、下記の経費を支払うものとする。

検定員謝金	10,000 円
交通費・宿泊費	実費

#### 第 11 条（資格審査会の結果報告および資格の登録申請）

合格となった受験者は、資格検定員を通じて即日資格の登録申請を行うものとする。資格検定員は、合格者の登録申請書と登録料を取りまとめ合格者名簿を添えて審査会開催後 2 週間以内に JRAD 事務局に報告書を提出する。

2 審査にかかる事務手数料は、1 名 2,000 円として、合格者が JRAD に支払うものとする。

3 審査会の開催について、規程を逸脱する行為があったことが判明した場合は、開催の承認を取り消し、検定試験結果を無効とする。

#### 第 12 条（資格の期限）

登録された乗馬療法士の資格は、JRAD 個人会員を継続するか、JRA 団体下院のクラブに所属している間、有効とする。ただし、3 年を超えない派にて JRAD 継続認定講習会を受講するものとする。

#### 第 13 条（継続認定登録料）

継続認定事務手数料は、1 名 2,000 円とし、JRAD 継続認定講習会費用に含めて聴取する。

#### 第 14 条（認定書等の交付）

審査会を受験して登録が完了した者には、JRAD から認定書及び乗馬療法士資格バッジを申請者宛に送付する。

#### 第 15 条（欠格事項）

次の各項に該当する者は、乗馬療法士の資格を失効する。

成年被後見人または被保佐人

2 破産者で復権を得ないもの

3 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過した者

4 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規程（同法第 31 条第 7 項の規定を除く。）に違反したことにより、または刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 3（凶器準備集合または結集）、第 222 条（脅迫）若しくは第 247 条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（対象 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

5 暴力団の構成員

#### 第 16 条（再発行）

RM、RL、RH の区分の資格は、JRAD 個人会員となった場合、または JRAD 団体会員のクラブに所属した場合に JRAD 事務局に申請書を提出し再登録後に資格を有効とする。

#### 第 17 条（JRAD 継続認定講習会と講習会費用）

RM、RL 区分の乗馬療法士は、3 年を超えない範囲で乗馬療法に関する JRAD 継続認定講習会を受講しなければならない。

2 JRAD 継続認定講習会は、安全な乗馬療法を実施するために必要な措置や有効な乗馬療法の仕方などを共有し、乗馬療法の発展のために行う。

3 JRAD 継続認定講習会の実施要項は JRAD が作成し、受講者を募集する。なお、受講料等参加申し込みに係る費用については、JRAD が決定し実施要項に明記する。

#### 第 18 条（JRAD 指定講義と講義費用）

JRAD 指定講義の実施要項は JRAD が作成し、受講者を募集する。なお、受講料等参加申し込みに係る必要については、JRAD が決定し実施要項に明記する。

#### 第 19 条（資格の失効）

乗馬療法士の資格を有している者が、JRAD の会員を脱退した場合は資格を失効する。

第 20 条（拠出金品の不返還）

既納の事務手数料その他の拠出金品は、理由を問わず返還しない。

附則

この規定は 2018 年 4 月 1 日からこれを施行する。